

日本税関労働組合 議事運営規則

第1章 総則

(根拠)

第1条 この規則は、日本税関労働組合同規約（以下、「規約」という。）第19条第4項及び第24条第5項に基づき定める。

(目的)

第2条 この規則は、規約第4章に規定する機関のうち、大会及び中央委員会（以下、「大会等」という。）に関する手続きを明確にし、もってその運営を民主的かつ円滑に行うことを目的とする。

(未決定事項の処理)

第3条 この規則に定めていない事項で必要なことは、その都度大会等で決めることができる。ただし、その大会等のみに効力を有する。

第2章 司会者

(司会者)

第4条 司会者は、中央執行委員長が指名し、大会等の議長が選出されるまで、及び解任後の大会等の運営に当たる。

第3章 資格審査委員会

(設置)

第5条 大会等の代議員又は中央委員（以下、「代議員等」という。）の資格を審査するため、資格審査委員会を設置する。

(構成)

第6条 資格審査委員会は、若干名とし、代議員等から選出された資格審査委員をもって構成する。

2 WEB形式、若しくは集合形式及びWEB形式の併用にて開催する場合は、代議員のいる公示の場所に対して1名の資格審査委員を置くこととする。

3 資格審査委員長は、資格審査委員の互選で決める。

(任務)

第7条 資格審査委員会は、規約に定める代議員等の資格の有無、定数等を審査し、資格審査委員長は速やかにその結果を大会等に報告しなければならない。

第4章 議長

(選出)

第8条 議長は、代議員等から2名以内を選出する。

2 議長の選出は、出席代議員等の過半数の承認を得なければならない。

3 議長は、相協力し、その職に当たる。

(任務)

第9条 議長の任務は、次のとおりとする。

(1) 議長は、大会等の議場の秩序を保持すること。

日本税関労働組合 議事運営規則

(2) 議事を整理して、大会等の運営と進行に責任を持つこと。

(権限)

第10条 議長は、次の権限を有する。

- (1) 発言者を指名すること。
- (2) 議題の範囲から逸脱した発言及び動議を拒否すること。
- (3) 採決の方法を決定すること。
- (4) この規則に違反し、あるいは指示に従わず、議場の秩序を乱す者に警告を与え、又は発言を禁止し、若しくは退場させること。
- (5) 議事の妨害となる傍聴者を退場させること。
- (6) その他議場の規律を保持するために必要な措置を講じること。

第5章 議事運営委員会

(設置)

第11条 議事の円滑な運営を図るため、議事運営委員会を設置する。

(構成)

第12条 議事運営委員会は、若干名とし、代議員等から選出された議事運営委員をもって構成する。

- 2 議事運営委員長は、議事運営委員の互選で決める。

(任務)

第13条 議事運営委員会は、次の事項を協議し、議事運営委員長は速やかにその結果を大会等に上程し、承認を求めなければならない。

- (1) 議事日程の編成及び変更
- (2) 動議の受付及びその取り扱い
- (3) 来賓の祝辞及び祝電の取り扱い
- (4) その他議事進行に必要な事項

第6章 役員

(役員)

第14条 大会等に次の役員を置く。

- (1) 書記長 1名
- (2) 書記 若干名
- (3) 会場係 若干名

- 2 役員は、中央執行委員会の推薦により選出し、議長が代議員等の承認を得なければならない。

(任務)

第15条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 書記長は、議長の議事運営を補佐し、規約又は規則に沿って円滑な議事進行を図る。
- (2) 書記は、書記長の指示に基づき、議事の記録及び会場事務に従事する。また、議事録を議長に提出し、その内容について承認を得なければならない。
- (3) 会場係は、議長の指示に従い、会場の整理並びに整備に従事する。

日本税関労働組合 議事運営規則

第7章 議案及び審議

(議案の提出)

第16条 議案を提出できる者は、次のとおりとする。

- (1) 代議員
- (2) 中央委員
- (3) 中央執行委員会

(審議)

第17条 議案は、大会等で審議しなければならない。

- 2 議案を上程する場合、議長は提案者にその提案理由を説明させなければならない。
- 3 議長は、議案が提案された後、審議に付す。
- 4 大会等において発言しようとする者は、挙手のうえ、議長の指名を受けなければならない。
- 5 議長より発言を許可された者は、所属地区本部名及び氏名を明らかにした後、簡潔に発言するよう努める。
- 6 発言内容は、議題に沿ったものでなければならない。

(動議の提出)

第18条 大会等における動議は、議事運営委員会に書面をもって提出しなければならない。

- 2 議長は、動議が提出され、1名以上の賛同者があった場合は、審議に付すか否かを採決しなければならない。

(採決)

第19条 議長は、審議が十分に行われたと認めた場合は、審議の終結と議案名及び採決に付す旨を宣言する。

- 2 議長が審議の終結と議案名及び採決を行う旨を宣言した場合は、何人といえどもその議案について発言することはできない。
- 3 採決の方法は、代議員等の挙手により行う。ただし、議長は、採決に加わることはできない。

(議事録)

第20条 大会書記は、大会等の経過及びその議事事項を記載した議事録を作成し、議長に提出しなければならない。

- 2 議長は、前項の議事録の記載事項を精査し、必要に応じてこれを修正し、署名押印のうえ、執行委員会に提出しなければならない。
- 3 執行委員会は、前項の議事録を5年間保管しなければならない。

(傍聴者)

第21条 傍聴者は、議事の妨げとなるような行為をしてはならない。

- 2 傍聴者は、議長の退席要求がある場合、速やかに退席しなければならない。

第8章 その他

(改廃)

第22条 この規則は、大会の審議を経なければ改廃することができない。

日本税関労働組合 議事運営規則

附 則（平成 17 年 10 月 12 日 第 46 回大会）

- 1 この規則は、平成 17 年 10 月 14 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 25 日 第 49 回大会）

- 1 この規則は、平成 20 年 9 月 27 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 23 日 第 52 回大会）

- 1 この規約は、平成 23 年 9 月 24 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 17 日 第 63 回大会）

- 1 この規則は、令和 4 年 9 月 17 日から施行する。